

防府市上下水道局建設工事総合評価競争入札事務処理要領

第1 趣旨

この事務処理要領は、防府市上下水道局が発注する建設工事に係る総合評価競争入札（以下「総合評価方式」という。）を実施するために必要な事務手続きについて定める。

第2 総合評価方式について

総合評価とは企業の技術力と価格の双方を総合的に評価し落札者を決定する方法である。標準的な設計、施工方法に基づき最も安い価格で入札した企業を落札者としてきた従来の入札方式（価格競争自動落札方式）とは異なり、総合評価は、より技術力の高い企業を落札者として選定することを可能とし、品質の向上、企業の技術開発の促進等の効果が期待されている方式である。

1 総合評価方式の適用範囲

建設工事について、総合評価方式により入札手続を行う場合に適用する。

2 総合評価方式の型式

総合評価方式の実施に当たっては、当該工事の技術的難易度（技術的な工夫の余地）や工事規模（予定価格）に応じて、次の型式から当該工事に適した総合評価方式の型式を選定する。

- （1）特別簡易型
- （2）簡易型
- （3）標準型

3 総合評価方式の各型式の概要

（1）特別簡易型

技術的な工夫の余地が小さく、一般的又は維持的な工事を対象とし、施工の確実性を確認するために同種工事の経験、工事成績等に基づいた技術評価と入札価格を総合的に評価する。

（2）簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事について、施工の確実性を確認するために、簡易な施工計画や同種工事の経験、工事成績等に基づく技術力を評価し、入札価格と総合的に評価する。

（3）標準型

高度な技術提案を要する工事について、環境の維持、交通の確保、工期の縮減、特別な安全対策等を評価項目として技術提案を評価（数値方式、判定方式等）し、入札価格と総合的に評価する。

4 総合評価方式における落札者の決定方法

- ① 総合評価方式においては、入札参加者に総合評価に係る資料（以下、「技術提案資料」という。）の提出を求め、提出された技術提案資料について、評価基準に基づき審査を行い、加算点を算出する。
- ② ①により算出した加算点に標準点（１００点）を加えて得られる技術評価点を、入札書記載価格で除して評価値を算出する。（除算方式）
【評価値＝技術評価点（標準点＋加算点）÷入札書記載価格】
- ③ 総合評価における落札者は、②で求めた評価値が最も高い者とする。

第3 総合評価方式における評価方法

1 型式別加算点の設定

総合評価方式の型式別加算点の設定については表－１の値を標準とする。

表－１ 型式別加算点

総合評価方式の型式	加算点の満点
特別簡易型	１０点
簡易型	２０点
標準型	３０点

2 評価項目及び配点

評価の視点及び評価項目については以下のとおりとする。

（１）企業の技術力

- ①簡易な施工計画 ②高度な技術提案 ③企業の技術的能力
- ④配置技術者の技術的能力

（２）企業の地域精通度・地域貢献度

- ①地域精通度 ②地域貢献度

型式毎の評価対象とする具体的な項目は、原則として表－２の項目すべてを対象とする。

なお、一般競争入札等の参加資格要件と重複する場合（例、参加資格が市内に限られる場合や監理技術者の専任を求める場合等）についてもすべてを対象とする。また、備考欄に「個別」の記載がある項目については、工事毎に評価対象とする内容を設定する必要があるが、設定できない場合は評価対象の項目としない。

表－２ 評価項目

凡例 「◎」：必須項目 「○」：選択項目

評価の視点	評価項目	評価の細目		配点	特別 簡易型	簡易型	標準型	備考
(1) 企業の技術力	① 簡易な施工計画について	発注者が求める施工上配慮すべき事項として右側から1項目を選定	工程管理	2	—	◎ 1項目 選択	—	個別
			品質管理					
			その他配慮すべき事項					
		工事全般の施工計画	受注者が提案する施工上配慮すべき事項	2	—	◎	—	
	② 高度な技術提案について	総合的なコスト	ライフサイクルコストの低減	12	—	—	◎ 1～2項目 選択	個別
			補償費の削減					
			その他					
		工事目的物の性能・強度等	性能・機能					
			環境の維持(水質汚濁、騒音・振動)					
			交通の確保等(現道作業等)					
		社会的要請	特別な安全対策(近接施工等)					
			省資源・リサイクル					
			受注者が提案する施工上配慮すべき事項					
	③ 企業の技術的能力について	過去8年間の同種工事の施工実績の有無		2	◎	◎	◎	個別
		過去2年間(土木系工事)又は4年間(営繕系工事)の防府市発注工事における工事成績評定点の平均点		4	◎	◎	◎	
		公告日前の2年間の建設事故の有無		1	◎	◎	◎	
		ISO9001の取得状況		1	—	◎	◎	
		ISO14001の取得状況又は環境活動評価プログラムの認証状況		1	—	◎	◎	
		労働安全衛生マネジメント等の認証状況		1	◎	◎	◎	
	④ 配置技術者の技術的能力について	主任(監理)技術者の保有する資格		1	◎	◎	◎	
		過去8年間の主任(監理)技術者の同種工事の施工経験の有無		2	◎	◎	◎	個別
		継続学習(CPD)の取組状況		1	◎	◎	◎	
		技能士等の活用		1	◎	◎	◎	個別
		配置技術者からのヒアリング		5	—	—	○	
(2) 企業の地域精進度・地域貢献度	① 地域精進度	地理的条件(緊急時の施工体制)		1	◎	◎	◎	
	② 地域貢献度	過去5年間の災害時の応急対策又は冬季除雪実績		1	◎	◎	◎	
		過去1年間の地域活動実績		2	◎	◎	◎	
		資材等の購入計画		2	◎	◎	◎	
		下請の活用		4	◎	◎	◎	個別

3 評価基準及び評価点

(1) 企業の技術力

評価項目毎の評価基準及び評価点は下記のとおりとする。なお、不適切と評価し、欠格となった項目がある場合は、総合評価の対象とせず無効とする。

①簡易な施工計画(簡易型に使用) 表－３

「①簡易な施工計画」については、工事毎の特徴や特性等を踏まえた具体的な記述となっており、一般的な記述にとどまっている場合又は、不適切な内容の場合には加点しない。

表－３

評価の細目		評 価 基 準	評価点
発注者が求める施工上配慮すべき事項として右側から1項目を選定	工程管理	工程管理が現地条件を踏まえ適切であり、工程上重要な項目が記載されている	2
		工程管理が現地条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	1
		工程管理が適切である	0
		不適切である	欠格
	品質管理	品質の確認方法、管理方法が現地条件を踏まえ適切であり、重要な事項が記載されている	2
		品質の確認方法、管理方法が現地条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	1
		品質の確認方法、管理方法が適切である	0
		不適切である	欠格
	その他配慮すべき事項	課題に対して、現地条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載されている	2
		課題に対して、現地条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	1
		課題に対して、適切である	0
		不適切である	欠格
受注者が提案する施工上配慮すべき事項		配慮事項への対応が現地条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載されている	2
		配慮事項への対応が現地条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	1
		配慮事項への対応が適切である	0
		不適切である	欠格
評価点の最大計			4

※注意事項

- ①「本説明書の設計図面及び土木工事共通仕様書等」に示された施工方法に従って施工する。」という記述は認めない。
 ②土木工事共通仕様書等に示された施工方法に従った施工であっても、当該工事の特徴等を踏まえ、具体的に記述すること。
 なお、土木工事共通仕様書等の当該箇所の転記や条項の引用は、差し支えないとするが、一般的な記述にとどまっている又は、不適切な内容の場合には加点しない。

②高度な技術提案（標準型に適用） 表－４

技術提案と技術提案に基づく施工計画は、「総合的なコスト」、「工事目的物の性能・強度等」、「社会的要請」に関して、各工事ごとに評価項目を１～２項目程度設定する。評価方法については、下記表中の(a)数値方式、(b)判定方式、(c)順位方式があり、各評価項目の内容に適した方法を選定すること。

表－４

評価の細目			評 価 基 準		評価点
技術提案と技術提案に基づく施工計画	総合的なコスト	ライフサイクルコストの低減	評価基準及び評価点は、下表の評価方法により工事毎に決定		12
		補償費の削減			
		その他			
	工事目的物の性能・強度等 社会的要請	性能・機能	(a) 数値方式	提示された最高の性能等の数値に満点を、最低限の性能等(標準案等)の数値に0を与える。その中間の数値には、按分した点数を与える。	
		環境の維持(水質汚濁、騒音・振動)	(b) 判定方式	数値化が困難な場合、優良可等2～3段階の階層を設け、入札参加者の評価項目値が該当する階層を判定し、その階層に応じた点数を与える。例えば2階層とすれば、良に2点、可に1点、提案無しに0点を与えることが考えられる。	
		交通の確保等(現道作業等)	(c) 順位方式	数値化が困難な場合、入札参加者を順位付けし、順位により点数を与える。最上位者に満点、最下位者に0点を与え、その中間は均等に按分して点数を与える。	
		特別な安全対策(近接施工等)			
	省資源・リサイクル				
工事全般の施工計画		配慮事項への対応が現地条件を踏まえており適切であり、重要な項目が記載されている		4	
		配慮事項への対応が現地条件を踏まえており適切であり、工夫が見られる		2	
		配慮事項への対応が適切である		0	
		不適切である		欠格	
評価点の最大計					16

③企業の技術的能力（特別簡易型、簡易型、標準型に適用） 表－5

評価の細目	評価基準	評価点
過去8年間の同種工事の施工実績の有無	同種工事の施工実績がある	2
	施工実績がない	0
過去2年間（土木系工事）又は4年間（営繕系工事）の防府市発注工事における工事成績評定点の平均点	75点以上	4
	71点以上、75点未満	3
	68点以上、71点未満	2
	65点以上、68点未満	1
	65点未満、又は実績無し	0
公告日前の2年間の建設事故の有無	事故なし	1
	事故あり	0
ISO9001の取得状況	認証取得している	1
	認証取得していない	0
ISO14001の取得状況又は環境活動評価プログラムの認証状況	ISO14001を認証取得している	1
	エコアクション21を認証取得している	0.5
	認証取得していない	0
労働安全衛生マネジメント等の認証状況	認証取得している	1
	認証取得していない	0
評価点の最大計		10

④配置技術者の技術的能力（特別簡易型、簡易型、標準型に適用） 表－6

評価の細目	評価基準	評価点
主任（監理）技術者の保有する資格	配置技術者が1級国家資格（例：1級土木施工管理技士、1級建設機械施工技士等）、技術士、又はこれと同等以上の資格を有する者	1
	その他	0
過去8年間の主任（監理）技術者の同種工事の施工経験の有無	主任（監理）技術者が同種工事の施工経験を有する	2
	施工経験がない	0
継続学習(CPD)の取組状況	各団体推奨単位以上を取得しており継続教育の証明ある場合	1
	取得していない	0
技能士等の活用	指定した技能士資格者を使用した施工とする場合、又は技能士資格を指定していない場合	1
	使用しない	0
配置技術者からのヒアリング ・技術者の専門技術力 ・当該工事の理解度・取り組み姿勢 ・技術者のコミュニケーション力	ヒアリングについては、左記の項目を参考にして、個別に評価するのではなく、総合的に評価をする。総合的に評価して、不適格であると判断される場合は、欠格にすることができる	(0～5)
	不適格である	欠格
評価点の最大計	()内はヒアリングを実施する場合	5(10)

(2) 企業の地域精通度・地域貢献度（特別簡易型、簡易型、標準型に適用） 表－7

評価の細目	評価基準	評価点
地理的条件(緊急時の施工体制)	防府市内に本店、工場がある。ただし、共同企業体として工場を保有している場合は、出資比率が20%以上のものに限る。	1
	その他	0
過去5年間の災害時の応急対策又は冬季除雪実績	活動実績がある	1
	活動実績がない	0
過去1年間の地域活動実績	活動実績がある(1回につき0.5点、最大2点まで)	0.5～2
	活動実績がない	0
資材等の購入計画	当該工事で、市内製造業者又は市内取扱業者から市内産資材を購入する。	2
	当該工事で、市内取扱業者から市外産資材を購入又は市外取扱業者から市内産資材を購入する。	1
	その他	0
下請の活用	全ての下請契約を市内業者と契約しようとする場合	4
	下請契約金額合計の80%以上を市内業者と契約しようとする場合	3
	下請契約金額合計の60%以上を市内業者と契約しようとする場合	2
	元請負企業が市内業者で、下請を活用しない場合	4
	その他	0
評価点の最大計		10

4 評価項目の設定及び評価の際の留意事項等

(1) 企業の技術力

①簡易な施工計画 表－8

簡易型総合評価方式においては、簡易な施工計画の提案を求める。評価項目の設定に際しては、以下の点に留意して行う。

- ・発注しようとする工事について、施工上、特に重要な事項や課題となっている事項を抽出して評価項目を設定する。
- ・評価項目は、当該工事の契約においてその内容が担保できるもの（瑕疵にかかる事項で契約に明示されているものであれば、完成後の履行状況の確認も可能とする。）に限るものとし、担保できないものは評価項目としない。
- ・技術提案に関する事項として設定する評価項目は、性能機能の確保等に寄与するものとし、サービスの工事の実施を求めるような設定をしてはならない。

各工事における評価項目の設定等については、次の事項に留意して決定する。なお、実際に評価項目として明示する際は、文意の解釈に差が生じないよう表現には注意が必要である。なお、簡易型の場合は、施工の確実性を確認するために総合評価をするものであることから、施工上、過度な提案を求めないように注意すること。

表－８

項 目		留 意 事 項	様式
発注者が求める事項	工程管理	工程管理が重要な要因となる工事において、当該工事に関する概略の工程表の提出を求める。この際、工程表の下に施工計画や工程管理に係わる技術的所見の記載を求める。	３
	品質管理	当該工事の実施にあたり、現地条件を踏まえて、「〇〇（又は構造物名）」として具体的な項目を指定し、その品質管理に対する技術的所見を求める。	４-１
	その他配慮すべき事項	a. 当該工事の実施にあたり、現地条件を踏まえて、施工上の課題として〇〇対策（一般交通への安全対策や水質汚濁対策等具体的に記述する項目を指定すること）に対する技術的所見を求める。 b. 施工上特に留意する必要がある工種・工法等（具体的に指定すること）について、その課題に対する技術的所見を求める。	
受注者が提案する事項		a. 当該工事の実施にあたり、現地条件を踏まえて、特に施工上配慮すべき事項について、受注者が抽出し、抽出理由や技術的所見を記載し提出する。記入にあたっては発注者から評価項目として、提出を求められている事項を除く。 b. 「施工上配慮すべき事項」の例としては以下の事例が考えられる。 １）当該工事の施工にあたって特に環境やリサイクルの観点から特に配慮する事項。 ２）当該工事の施工上、特に配慮すべき事項を抽出し、その課題事項への対応。	５

②高度な技術提案 表－９

標準型の総合評価落札方式では、簡易な施工計画ではなく、企業の高度な技術力として、工事の内容に応じて次の技術提案を求める。

(ア) 技術提案（定性的及び定量的な評価項目）

(イ) 技術提案に係る具体的な施工計画

具体的な評価項目の設定にあたり、(ア)については、定量的な評価項目のみでは技術提案の多面的評価が困難となる恐れがあるため、定性的な評価項目を併せて設定することを基本とする。また、(イ)により、技術提案の根拠、安全性、確実性、品質向上への取り組み等を評価するものとする。なお、(ア)と(イ)の得点配分は、同程度を基本とするが、求める技術提案により変更することもできる。

表－９

項 目			留 意 事 項	様式
技術提案と技術提案に基づく施工計画	総合的なコスト	ライフサイクルコストの低減	a. 「(ア) 技術提案を求める評価項目（定性的及び定量的な評価項目）」及び「(イ) 技術提案を求めた評価項目に係る具体的な施工計画」を併せて設定すること。 b. 「(イ) 技術提案を求めた評価項目に係る具体的な施工計画」の評価は(ア)の評価結果の範囲内とする。 記載例 (ア) 技術提案を求める評価項目 「工事中における騒音対策」の手段に着目し評価 (イ) 技術提案を求めた評価項目に係る具体的な施工計画 「工事中における騒音対策」の実現性、有効性を確認するための施工計画が適切であるかを評価	4-2
		補償費の削減		
		その他		
	工事目的物の性能・強度等	性能・機能		
		環境の維持(水質汚濁、騒音・振動)		
		交通の確保等(現道作業等)		
		特別な安全対策(近接施工等)		
工事全般の施工計画	受注者が提案する施工上配慮すべき事項		a. 当該工事の実施にあたり、現地条件況を踏まえて、特に施工上配慮すべき事項について、受注者が抽出し、抽出理由や技術的所見を記載し提出する。記入にあたっては発注者から評価項目として、提出を求められている事項を除く。 b. 「施工上配慮すべき事項」の例としては以下の事例が考えられる。 1) 当該工事の施工にあたって特に環境やリサイクルの観点から特に配慮する事項。 2) 当該工事の施工上、特に配慮すべき事項を抽出し、その課題事項への対応。	5

以下に、企業の高度な技術力に係る評価項目を設定する場合の参考として、各評価項目に対して想定される工事条件〔表－１０〕と、具体的な評価項目及び評価基準の例、さらに各工事内容に対する具体的な評価項目の例〔表－１１～１３〕を示す。

表－１０ 企業の高度な技術力に係る評価項目と想定される工事条件〔参考〕

項 目	想 定 さ れ る 工 事 条 件
総合的なコストの縮減に関する技術提案	・ 供用中のエネルギー消費の節約が求められる機械設備工事 ・ 施工に伴い減電補償を要するダム取水施設等の改築工事 ・ 長寿命化が求められる橋梁、トンネル、建築物等の大規模構造物の建設工事 等
工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案	・ 走行性、走行騒音の低減が求められる道路の舗装工事 ・ 周辺の環境や街並みとの景観の調和が求められる高架橋、建築物等の建設工事 ・ コンクリート等の特別な品質管理・出来型管理が求められるトンネル、建築物等の大規模構造物の補修・補強工事 等
社会的要請への対応に関する技術提案	・ 鉄道営業線や病院等の重要施設や住宅との近接施工を伴う工事 ・ 交通量の多い幹線道路等における通行規制を伴う工事 ・ 自然保護区域内や希少動植物への配慮が必要な工事 等

表－１１ 総合的なコストの縮減に関する技術提案を求める場合の評価項目及び評価基準の例

評価項目例	評価基準例
総合的なコストの縮減に関する技術提案内容： ・ ライフサイクルコスト ・ その他（補償費等）	ライフサイクルコスト及びその他コストに関する技術提案内容について： ・ 提案数値による定量評価 ・ 提案内容に対する定性評価（優／良／可の判定等） ・ コストとして評価（※１） 発注者が指定した課題以外の総合的なコストの縮減に資する技術提案について（※２）： ・ 提案内容に対する定性評価（優／良／可の判定等） （ライフサイクルコストに関する具体的な評価項目例） ・ 構造物の維持管理費 ・ 非常用自家発電機の燃料消費率 ・ 変圧器の変換損失値 ・ 建築物の保全費用 等 （その他コストに関する具体的な評価項目例） ・ 補償費の生じる期間の短縮日数 ・ 補償費の支出額 等

表－１２ 工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案を求める場合の評価項目及び評価基準の例

評価項目例	評価基準例
工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案内容	工事目的物の性能、機能に関する技術提案内容について： ・ 提案数値による定量評価 ・ 提案内容に対する定性評価（優／良／可の判定等） 発注者が指定した課題以外の工事目的物の性能、機能の向上に資する技術提案について（※）： ・ 提案内容に対する定性評価（優／良／可の判定等） （性能、機能に関する具体的な評価項目例） ・ 舗装構造提案による走行騒音値 ・ 単位時間あたりのポンプ排水量 ・ 建築物の断熱性能 等

表－１３ 社会的要請への対応に関する技術提案を求める場合の評価項目及び評価基準の例

評価項目例	評価基準例
社会的要請への対応に関する技術提案内容： ・環境の維持 ・交通の確保等 ・特別な安全対策 ・省資源対策 ・リサイクル対策	社会的要請への対応に関する技術提案内容について： ・提案数値による定量評価 ・提案内容に対する定性評価 （優／良／可の判定等） 発注者が指定した課題以外の社会的要請への対応に関する技術提案について（※）： ・提案内容に対する定性評価 （優／良／可の判定等）
	（環境の維持に関する具体的な評価項目例） ・工事排水のSS（浮遊物質）値 ・施工騒音の低減値 ・施工ヤードの裸地面積 等 （交通の確保に関する具体的な評価項目例） ・交通規制（通行止め、車線規制等）の短縮日数 等 （特別な安全対策に関する具体的な評価項目例） ・歩行者用通路幅 等 （省資源対策又はリサイクル対策に関する具体的な評価項目例） ・間伐材、伐開除根材等のリサイクル率 ・分別解体・現場内集積の対象項目・重量 等

③企業の技術的能力 表－１４

項 目	留 意 事 項	様式
過去８年間の同種工事の施工実績	a. 当該評価項目を適用するにあたっては、公告文等において「同種工事」の定義を明確に示すこと。なお、「同種工事」の定義付けが困難な場合は、当該評価項目を削除することができる。 b. 条件付一般競争入札等で、入札参加資格要件に「同種工事の施工実績及び同種工事に係る規模要件（延長〇〇m以上、面積〇〇㎡等）」を規定する場合は、総合評価においても評価項目として「同種工事の規模」を規定する。なお、「規模」は契約単位で考慮するものとする。 c. 入札参加資格要件に「同種工事の施工実績」を規定しない場合においても、総合評価の評価項目として「同種工事の施工実績」及び「同種工事の規模要件」を規定することが可能な場合は、「同種工事の規模」を評価項目とする。 d. 施工実績は、過去８年間（※８年前の日の属する年度の４月１日から公告日の間）に完成し、引き渡し完了した公共工事の中から記載すること。なお、トンネル工事や特殊な基礎工事等、「過去８年間」では実績件数が少ないと判断される場合は、実績期間を拡大することができる。 e. 共同企業体で施工した場合の実績については、その代表者及び構成員の別を問わない。なお、共同企業体の実績は、出資比率20%以上のものを対象とする。 f. 共同企業体を対象として発注する場合、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者を対象とする。	6
過去２年間（土木系工事）又は４年間（営繕系工事）の防府市及び防府市上下水道局発注工事における工事成績評定点の平均点	a. ① 土木系工事（原則として市建築課以外の発注工事）……各企業の過去２年度に竣工し検査を受けた防府市発注工事（原則として市建築課以外が発注した工事に限る。）で、工事成績評定点の平均点（２百万円未満の工事、防府市上下水道局発注の公共下水道取付管布設工事及び公共下水道マンホール蓋取替・調整工事、河道掘削（浚渫工事）並びに工場製作資材を現地にて取付けるだけの工事等を除く。）により評価する。 ② 営繕系工事（原則として市建築課の発注工事）……各企業の過去４年度に竣工し検査を受けた防府市発注工事（原則として市建築課が発注した工事に限る。）で、工事成績評定点の平均点（２百万円未満の工事を除く。）により評価する。 ※平成２３年度以降に防府市上下水道局が発注した工事を含む。 b. 平均点は市の保有する工事成績評定点に係る資料により算定したもので評価し、各企業からの提出は求めない。 c. 共同企業体を対象として発注する場合は、当該共同企業体における代表	提出 不要

	者を持って評価する。 d. 対象とする期間に工事成績評定点を有しない企業については、65点未満の取扱とする。	
公告日前の2年間の建設事故の有無	a. 建設事故については、公告日前の2年間に死亡事故で労働基準監督署から処分（事件送致、是正勧告等）があったものを対象とし評価する。 b. 共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者、構成員のどちらも対象とする。	有無の記載のみ
ISO9001 の取得状況	a. 認証取得を示す登録証の写しの提出により評価する。なお、登録証に建設工事の種類が明示されていない場合は、取得時に作成された品質マニュアルの適用範囲のページの写しを添付すること。また外国語表記の場合は日本語訳を添付すること。 b. 共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。	
ISO14001 の取得状況又は環境活動評価プログラム（エコアクション 21）の認証状況	a. 認証取得を示す登録証の写しの提出により評価する。 b. 共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。	
労働安全衛生マネジメント等の認証状況	a. 労働安全衛生マネジメント（OHSAS18001、JISHA 方式適格 OSHMS、ISO45001）または建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）の認証について、建設分野の認証を受けており、その認証取得を示す登録証の写しの提出により評価する。なお、登録証に適用範囲が明示されていない場合は、付属書等、適用範囲がわかる資料を添付すること。また外国語表記の場合は日本語訳を添付すること。 b. 本店を市外に有する場合は、契約営業所又は契約営業所を直接統括する支店等が認証取得している場合に評価する。なお、契約営業所が認証取得しておらず、契約営業を直接統括する支店等が認証取得している場合は、認証取得している支店等が契約営業所を直接統括していることがわかる資料を添付すること。 c. 共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。	

④配置技術者の技術的能力について 表－１５

項 目	留 意 事 項	様式
主任（監理）技術者の保有する資格	a. 主任（監理）技術者として配置する技術者の保有資格について評価する。 b. 配置技術者の保有資格について、1級国家資格（例：1級土木施工管理技士、1級建設機械施工技士等）並びに本工事の入札参加資格で定めた建設業の許可業種において監理技術者となりうる「技術士」及び「建設業法第15条第2号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有すると国土交通大臣が認めた者」の場合に評価するので、保有する資格を記入し、当該資格証明書等の写しを添付すること。また監理技術者にあつては、監理技術者資格者証（裏面を含む）及び監理技術者講習終了証の写しを添付すること。 c. 配置技術者を特定できない場合で、複数の候補者（3人を限度とする。）を記載した場合は、最も資格の低い者をもって評価する。 d. 共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、共同企業体の代表者の監理技術者のみを対象とする。	7

過去8年間の主任（監理）技術者の同種工事の施工経験の有無	a. 施工経験は、過去8年間（※8年前の日の属する年度の4月1日から公告日の間）に完成し、引き渡し完了した同種工事の中から記載すること。なお、トンネル工事や特殊な基礎工事等、「過去8年間」では実績件数が少ないと判断される場合は、実績期間を拡大することができる。 b. 同種工事の定義を明確にすること。なお、同種工事の定義付けが困難な場合は、当該評価項目を削除することができる。 c. 共同企業体で施工した場合の実績については、その代表者及び構成員の別を問わない。なお、共同企業体の実績は、出資比率20%以上のものを対象とするので、施工経験がわかる資料に加え、共同企業体の構成員、出資比率が確認できる資料を添付すること。	
	d. 複数の候補者を記載した場合は、最も低い施工経験をもって評価する。 e. 同種工事の施工経験として記載した工事の工期に対して、従事期間が短い場合は、従事期間を示す資料、最終工程表等を添付すること。なお、特段の指示がない場合は、提出された資料により、同種工事の期間（同種工事で規模を定めている場合は、施工経験として記載した工事での同種工事の全数量を行うための期間とする。）の半分以上を超える期間従事した経験を有していると確認できる場合に評価する。 f. 共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、共同企業体の代表者の監理技術者のみを対象とする。	
継続学習（CPD）の取組状況	a. 当該年度の初め（4月1日）から公告日までの間の任意の日以前の各認証団体が設定する期間における配置技術者に係る継続学習（CPD）に対する取組状況が、各認証団体が設定する期間における推奨単位以上である場合（例、全国土木施工管理技士会連合会の場合1年間20ユニット等）に評価するので、各認証団体の証明書の写しを提出すること。 b. 配置技術者の候補者を複数名提出した場合は、すべての候補者について提出し、すべての候補者が取得していないと評価しない。 c. 共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、共同企業体の代表者の監理技術者のみを対象とする。	8
技能士等の活用	a. 評価対象とする技能士の従事する工種は、「型枠施工」「鉄筋施工」「コンクリート圧送」「造園」「とび」「さく井」「塗装」「路面標示施工」「コンクリート積みブロック施工」等とし、工事の内容に応じて適宜指定する。また、技能士以外に品質確保上、有効な資格（舗装工事の場合は1級舗装施工管理技術者、下水道推進工の場合は推進工事技士等）について指定することができる。従事する技能士は、下請け等の職員でも良いが、技能士以外の資格を指定した場合は原則下請等の職員は認めない。 b. 指定したすべての工種を、資格を有するものによる施工（技能士の場合は1級又は2級の技能士資格を取得している者）とする場合に評価する。なお、技能士による施工対象とする工種がない場合は指定しない。（1点を付与する。） c. 実際の施工時に変更することは認めるが、技術提案時と同等以上の資格取得者とする。 d. 従事する技能士等の資格取得を証明するものの写しを提出し、また施工時の履行確認は、日報等及び現場での確認による。	9
配置技術者からのヒアリング ・技術者の専門技術力 ・当該工事の理解度・取り組み姿勢 ・技術者のコミュニケーション力	ヒアリングについては、配置技術者から左記の項目を参考に行い、個別に評価するのではなく、総合的に評価をする。総合的に評価して、不適格であると判断される場合は、欠格にすることができる。	

（2）企業の地域精進度・地域貢献度 表－16

項目	留意事項	様式
①地域精進度（地理的条件）	a. 防府市内に本店又は工場（共同企業体として工場を保有している場合は、出資比率が20%以上のものに限る。）を有している場合に	

		評価する。防府市内に工場がある場合は、その所在を証明する資料を提出すること。 b. 共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。	
②地域貢献度	災害応急対策又は冬季除雪活動実績	a. 過去5年間(※5年前の日の属する年度の4月1日から公告日の間)の、防府市内の公共施設に係る災害応急対策業務の活動実績又は冬季除雪業務の活動実績について、契約書の写し、実績のわかる書類等、実績を証明するものの提出により評価する。ただし、冬季除雪業務については、契約をしたが出勤の機会のない場合でも可とする。	10
		b. 共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。 c. 「土木一式工事」及び「ほ装工事」以外の工事では、評価の対象としない。(1点を付与する。)	
	地域活動実績	a. 過去1年間(※1年前の日の属する年度の4月1日から公告日の間)の、防府市内の公共施設・公的活動における企業としてのボランティア活動(注1)について、当該地域活動の内容を客観的に証明できるものの提出により評価する。ただし、個人としての活動及び企業(本社・支社・営業所等)の所属する自治会内での活動は評価しない。 b. 活動内容の証明者は、公的機関等の施設管理者(民間の公的な施設管理者を含む。)、主催者、自治会長等とする。また、新聞記事等による証明は、掲載時期、実施時期、実施内容、会社名が明確に証明できるものとする。 c. 共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。 d. 作業前・作業中・作業後の現場写真を添付すること。	11 11-1
	資材等の購入計画	a. 市内産資材とは、工事現場に最終製品として搬入する資材を対象とし、市内に本社(店)を有する業者が製造した資材又は市内の工場で製造した資材とする。 b. 当該工事において、①市内製造業者又は市内取扱業者から市内産資材を購入、②市内取扱業者から市外産資材を購入又は市外取扱業者から市内産資材を購入することにより評価する。ただし、資材の全量でなくても可とする。 c. 変更設計で新たに追加した資材の種類(規格)は対象としない。	12
	下請の活用	a. 市内で履行可能な者が複数に満たない工種を含む工事で、市内下請の活用が困難と認められる場合又は競争性の確保を阻害すると認められる場合は、評価対象としない。(4点を付与する。) b. 全ての下請(二次下請以降を含む)を対象とし、その下請負者の活用状況により、点を付与する。なお、市内業者とは、防府市内に本社、本店又は工場(共同企業体として工場を保有している場合は、出資比率が20%以上のものに限る。)を有するものとする。 c. 下請を利用しない場合で、元請企業が市内に本店を有している場合又は共同企業体で全ての構成員が市内に本店を有している場合に点を付与する。 d. 変更で新たに追加した工種は対象としない。	13

(注1) ボランティア活動の例：道路清掃、河川清掃、公共施設(学校、公民館等)の清掃、公園清掃、公共施設への植栽等、福祉施設の慰問・清掃、小学校区以上の地域で実施される催物の準備(祭り・フリーマーケット等の準備等)、水源保全、海岸清掃、竹林ボランティア、防犯パトロール等。

5 加算点の算定

(1) 技術提案資料の審査

技術提案資料の受領後、入札検査室等において、評価基準に沿って技術提案資料の審査を行う。
なお、技術提案資料の記載に誤りが認められた場合、その評価項目は評価しない。(加点無し)

(2) 加算点の算定

技術提案資料の審査結果をもとに、入札参加者の加算点を算出する。加算点は、次の式により、

各評価項目ごとに、当該評価項目の得点合計を当該評価項目の配点合計で除して得た数に表— 1
7 の総合評価方式の型式毎の当該評価項目の換算値を乗じて得た数の総和により求める。

$$\text{加算点} = \Sigma \left(\frac{\text{各評価項目ごとの得点合計}}{\text{各評価項目ごとの配点合計}} \times \text{各項目ごとの換算値} \right)$$

表－１７ 型式別、評価項目別の換算値

評価 の視点	評価項目	評価の細目		配点	評価点の換算方法 換算値の欄中、矢印の上の数字が各評価項目ごとの配点合計 矢印の下数字が各評価項目ごとの換算値								
					特別簡易型			簡易型			標準型		
					対象 項目	配 点	換算値	対象 項目	配 点	換算値	対象 項目	配 点	換算値
(1)企業の技 術力	①簡易な施工 計画について	発注者が求める施工上配慮すべき事項として 1項目を選定		2	—	—	—	◎	2	4 ↓ 10	—	—	—
		受注者が提案する施工上配慮すべき事項		2	—	—		◎	2	10	—	—	
	②高度な技術 提案について	技術提案と技術提案に 基づく施工計画	総合的なコスト	12	—	—	—	—	—	—	◎	12	16 ↓ 19
			工事目的物の性能・強度等										
			社会的要請										
		工事全般の施工計画		4	—	—	—	—	—	◎	4		
	③企業の技術 的能力につい て	過去8年間の同種工事の施工実績の有無		2	◎	2	8 ↓ 4	◎	2	10 ↓ 4	◎	2	10 ↓ 4
		過去2年間(土木系工事)又は4年間(営繕系工事)の防府市発注工事における工事成績評定点の平均点		4	◎	4		◎	4		◎	4	
		公告日前の過去2年間の建設事故の有無		1	◎	1		◎	1		◎	1	
		ISO9001の取得状況		1	—	—		◎	1		◎	1	
		ISO14001の取得状況又は環境活動評価プログラムの認証状況		1	—	—		◎	1		◎	1	
		労働安全衛生マネジメント等の認証状況		1	◎	1		◎	1		◎	1	
		④配置技術者の 技術的能力に ついて	主任(監理)技術者の保有する資格		1	◎		1	5 ↓ 4		◎	1	
過去8年間の主任(監理)技術者の同種工事の施工経験の有無			2	◎	2	◎	2	◎		2			
継続学習(CPD)の取組状況			1	◎	1	◎	1	◎		1			
技能士等の活用			1	◎	1	◎	1	◎		1			
配置技術者からのヒアリング			(5)	—	—	—	—	○		(5)			
(2)企業の 地域精進度・地域貢 献度	①地域精進度	地理的条件(緊急時の施工体制)		1	◎	1	10 ↓ 2	◎	1	10 ↓ 2	◎	1	10 ↓ 3
	②地域貢献度	過去5年間の災害時の応急対策又は冬季除雪実績		1	◎	1		◎	1		◎	1	
		過去1年間の地域活動実績		2	◎	2		◎	2		◎	2	
		資材等の購入計画		2	◎	2		◎	2		◎	2	
		下請の活用		4	◎	4		◎	4		◎	4	
評価点計				10			20			30			

注意：「（２）企業の地域精通度・地域貢献度」については評価項目の配点合計を
①地域精通度及び②地域貢献度を加えたものとして取り扱う。

（３）評価値の算定

前項で算出した加算点に標準点（１００点）を加えた合計を「技術評価点」とする。この技術評価点を当該入札者の入札書記載価格で除した値（評価値）を算定する。

【評価値 ＝ 技術評価点（標準点＋加算点）÷入札書記載価格】

第4 事務手続き

1 共通事項

(1) 総合評価方式の型式選定の考え方

個別の工事における総合評価方式の型式の選定は工事規模（予定価格）と施工上の技術的課題の難易度を踏まえて、当該工事に適した総合評価方式の型式を選定する。

(2) 学識経験者の意見聴取方法

総合評価方式の実施に当たり、政令第167条の10の2第4項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、学識経験者（山口県土木建築部建設工事総合評価審査委員会（以下「審査委員会」という。））の意見を聴かなければならないとされている。

（下記枠内参照）

これにより、審査委員会の意見聴取については、原則として表－18によることとする。

表－18

凡例 … 「○」：意見聴取が必要 「×」：意見聴取が不要 「△」：場合によっては意見聴取が必要

内 容		特別 簡易型	簡易型	標準型	意見聴取を行う者
①評価項目、評価点等の基本的事項		○	○	○	防府市上下水道局
個別 工事	②落札者決定基準の決定	×	○	○	防府市上下水道局
	③落札者決定	×	△ (注1)	△ (注1)	防府市上下水道局

注1）：「落札者決定基準の決定」の意見聴取を行う際に、落札決定時の意見聴取が必要とされた場合は、「落札者決定」の意見聴取を行う。

【地方自治法施行令】第百六十七条の十の二

4 普通地方公共団体の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者（次項において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

5 普通地方公共団体の長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

【地方自治法施行規則】

第十二条の四 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第百六十七条の十の二第四項及び第五項（これらの規定を同令第百六十七条の十三において準用する場合を含む。）の規定により学識経験を有する者の意見を聴くときは、二人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

2 特別簡易型の場合

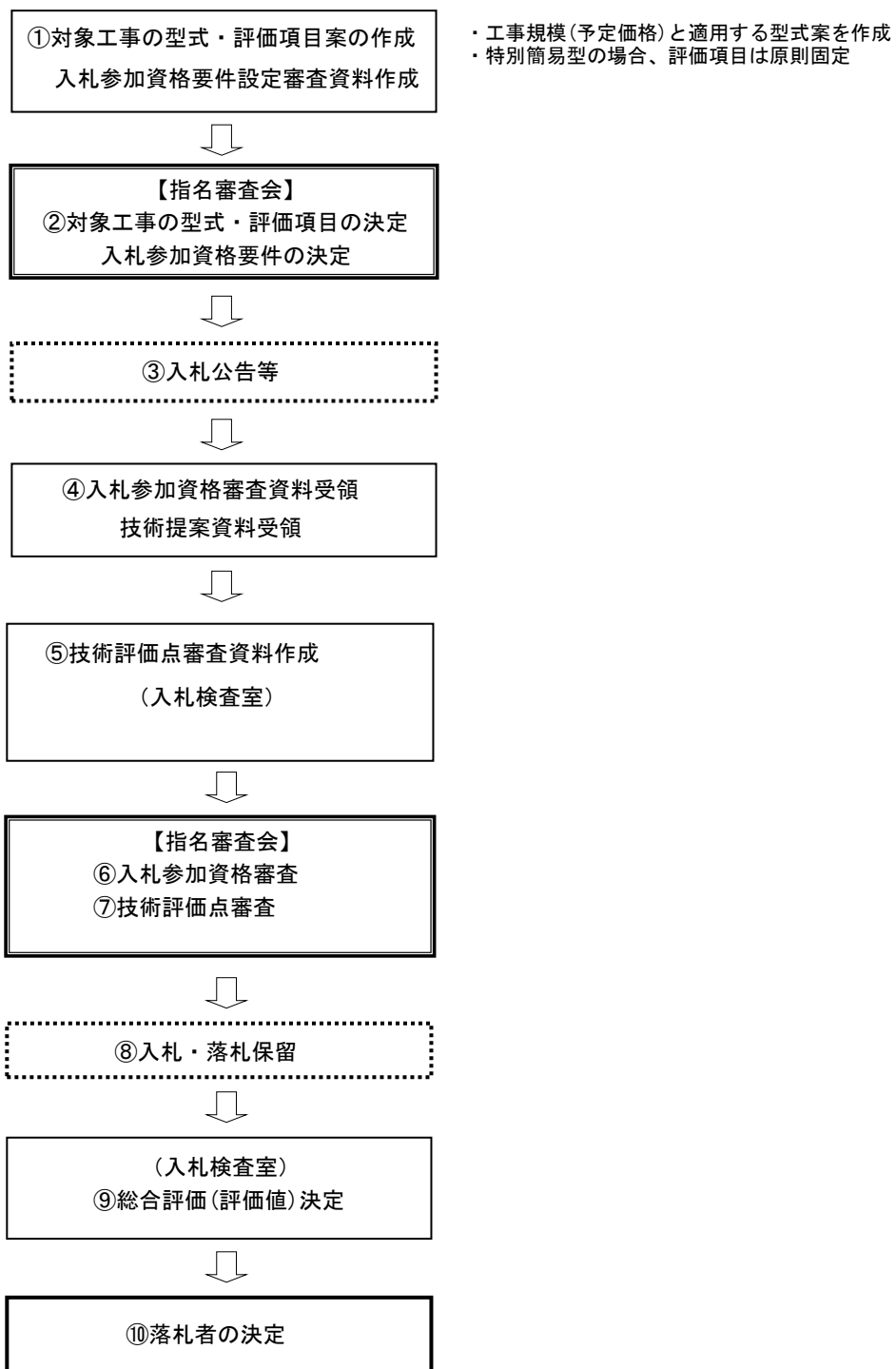
(1) 工事発注までの手続き

- ① 発注する対象工事の型式・評価項目案を作成する。
- ② 入札参加資格要件及び特別簡易型で発注する工事の評価項目、評価基準について、防府市上下水道局指名業者審査委員会（以下、「指名審査会」という。）で決定する。（a. 型式決定の理由 b. 評価項目、評価基準案を審査）
- ③ 決定後、公告等の事務手続きを行う。

(2) 落札者決定までの手続き

- ④ 入札参加資格審査資料と技術提案資料を受領する。
- ⑤ 技術提案資料の受領後、入札検査室において、評価項目、評価基準に沿った技術提案資料の審査、記載事項の確認を行い、技術評価点審査資料を作成する。
- ⑥ 入札参加資格を指名審査会で審査する。
- ⑦ 技術評価点を指名審査会で審査する。
- ⑧ 入札後、落札を保留する。
- ⑨ 入札検査室は、⑥⑦の審査結果と入札結果により総合評価（評価値）の決定を行う。
- ⑩ 総合評価（評価値）の決定結果により、落札者を決定し、総合評価資料の公表等の事務手続きを行う。

○特別簡易型の場合



3 簡易型の場合

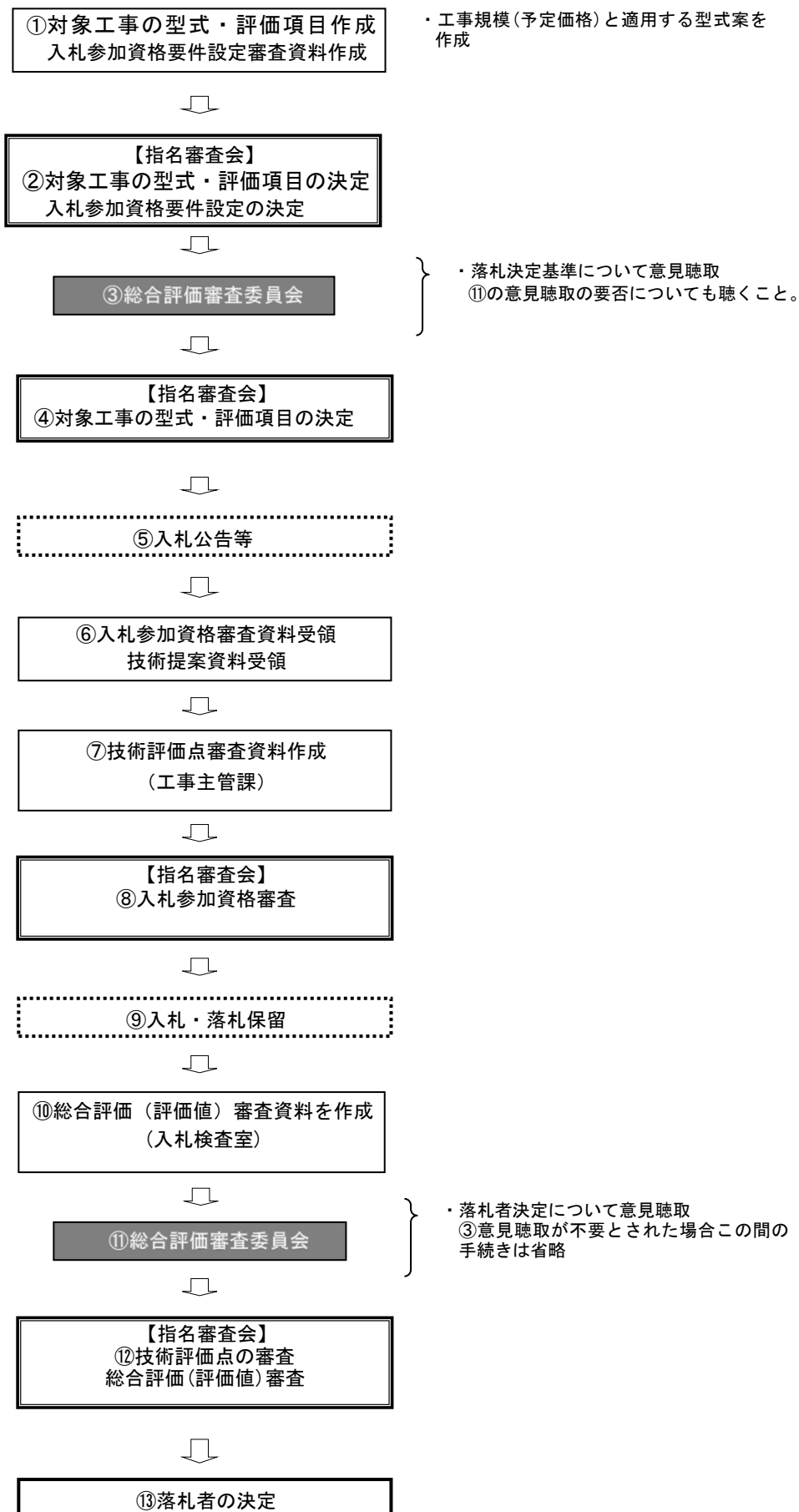
(1) 工事発注までの手続き

- ① 発注する対象工事の型式・評価項目、評価基準案を作成する。
- ② 入札参加資格要件及び簡易型方式により発注する工事の評価項目、評価基準について、指名審査会で決定する。(a. 型式決定の理由 b. 評価項目、評価基準案を審査)
- ③ 審査後、入札検査室は審査委員会の意見聴取が必要な場合は、意見聴取のための文書を山口県技術管理課（審査委員会事務局）へ送付する。〔落札者の決定に関する意見聴取の可否について確認すること。〕
- ④ 入札検査室は、報告結果を踏まえ、指名審査会で型式及び評価項目、評価基準を審査し、決定する。〔意見聴取をしない場合及び「意見無し」の場合、この指名審査会は省略。〕
- ⑤ 決定後、公告等の手続きを行う。

(2) 落札者決定までの手続き

- ⑥ 入札参加資格審査資料と技術提案資料を受領する。
- ⑦ 技術提案資料受領後、工事主管課において、評価項目、評価基準に沿った技術提案資料の審査、記載事項の確認を行い、技術評価点審査資料を作成する。
- ⑧ 入札参加資格を指名審査会で審査する。
- ⑨ 入札後、落札を保留する。
- ⑩ 入札検査室は、⑦で作成した資料と入札結果により総合評価（評価値）案を作成する。
- ⑪ 総合評価（評価値）資料について、審査委員会への意見聴取が必要な場合は、意見聴取のための文書を山口県技術管理課へ送付する。〔入札参加者名は伏せること。③で意見聴取不要とされた場合は省略。〕
- ⑫ ⑦及び⑩で作成した資料により、指名審査会において、技術評価点及び総合評価（評価値）審査を行う。
- ⑬ 審査結果により、落札者を決定し、総合評価資料の公表等の事務手続きを行う。
なお、審査委員会の意見聴取を行わない場合は、該当する手続き（③及び⑪）を省略する。

○簡易型の場合



4 標準型の場合

(1) 工事発注までの手続き

- ① 発注する対象工事の型式・評価項目、評価基準案を作成する。
- ② 標準型により発注する工事の評価項目、評価基準について指名審査会で決定する。(a. 型式決定の理由 b. 評価項目、評価基準案を審査)
- ③ 審査後、入札検査室は審査委員会の意見聴取のための文書を山口県技術管理課（審査委員会事務局）へ送付する。〔落札者の決定に関する意見聴取の要否についても聴くこと。〕
- ④ 入札検査室は、報告結果を踏まえ、指名審査会で型式及び評価項目、評価基準を決定する。
- ⑤ 決定後、公告等の手続きを行う。

(2) 落札者決定までの手続き

- ⑥ 入札参加資格審査資料と技術提案資料を受領する。
- ⑦ 技術提案資料受領後、工事主管課において、必要であれば配置技術者のヒアリングを行う。
- ⑧ 技術提案資料受領後、工事主管課において、評価項目、評価基準に沿った技術提案資料の審査、記載事項の確認を行い、技術評価点審査資料の事業課案を作成する。
- ⑨ 入札参加資格を指名審査会で審査する。
- ⑩ 入札後、落札を保留する。
- ⑪ 入札検査室は、⑧で作成した資料と入札結果により総合評価（評価値）案を作成する。
- ⑫ 入札検査室は、総合評価（評価値）資料について、審査委員会への意見聴取のための文書を山口県技術管理課へ送付する。〔入札参加者名は伏せること。③で意見聴取不要とされた場合は省略。〕
- ⑬ 入札検査室は報告を踏まえ、総合評価（評価値）審査資料を作成し、指名審査会において、技術評価点の審査及び総合評価（評価値）審査を行う。
- ⑭ 入札検査室は審査結果により、落札者を決定し、総合評価資料の公表等の事務手続きを行う。
なお、審査委員会の意見聴取を行わない場合は、該当する手続き（③及び⑫）を省略する。

○標準型の場合



5 入札参加者への周知及び技術提案資料の提出

総合評価方式で発注しようとする場合は、当該入札に参加を希望する者に、次の事項を周知する。

- (1) 総合評価方式である旨
- (2) 当該総合評価方式に係る落札者決定基準等
- (3) 提出を求める総合評価に係る資料（以下「技術提案資料」という。）の内容および提出日等必要事項
- (4) 資料作成説明会の有無（通常実施しない。）
- (5) 施工の担保及び虚偽資料の提出に対する措置
- (6) 技術提案資料を提出しない者の入札書は無効とする旨

また、技術提案資料は、一般競争入札及び条件付一般競争入札による場合（受注希望型指名競争入札を含む。）は、入札参加申請書提出時に入札参加申請書とともに提出とし、また、指名競争入札の場合は入札書提出時に入札書とともに提出するよう公告文等に明示すること。

6 入札

入札後「落札保留」を宣言し、次のことを告げて入札を終了するものとする。また、技術提案資料を提出しない者の入札書は無効とする。

- (1) 審査委員会の意見を聴取し、落札者を決定すること。
- (2) 落札者決定後、速やかに入札者全員に通知すること。

7 技術提案の改善

技術提案の内容の一部を改善することで、より優れた技術提案となる場合や一部の不備を解決できる場合には、技術提案の審査において、提案者に当該技術提案の改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることができる。この場合、透明性の確保のため、技術提案の改善に係る過程について、その概要を速やかに公表するものとする。なお、技術提案の改善を求める場合には、同様の技術提案をした者が複数あるにもかかわらず、特定の者だけに改善を求めるなど特定の者のみが有利となることのないようにすることが必要である。

8 特定建設工事共同企業体の場合の評価について

特定建設工事共同企業体を対象とする工事の場合における、各評価項目の評価対象の考え方については、表－１９による。

表－１９ 凡例)：「○」評価の対象とするもの。… 公告時、「いずれもが」と表記
「△」構成員のいずれかにより評価するもの。… 公告時「いずれかが」と表記
「×」評価の対象としないもの … 公告時、「代表者が」などと表記

注１)：代表者以外に施工実績を求めている場合は、代表者のみを評価対象とする。

評価の視点	評価項目	評価の細目	代表者	それ以外の構成員	備考
(１) 企業の技術力	① 簡易な施工計画について	発注者が求める施工上配慮すべき事項	工程管理 品質管理 その他配慮すべき事項	共同で提出	
		受注者が提案する施工上配慮すべき事項		共同で提出	
	② 高度な技術提案について	総合的なコスト		共同で提出	
		工事目的物の性能・強度等		共同で提出	
		社会的要請		共同で提出	
		工事全般の施工計画		共同で提出	
	③ 企業の技術的能力について	過去８年間の同種工事の施工実績の有無	○	○	注１)
		過去２年間(土木系工事)又は４年間(営繕系工事)の防府市及び防府市上下水道局発注工事における工事成績評定点の平均点	○	×	
		公告日前の２年間の建設事故の有無	○	○	
		ISO9001の取得状況	△	△	
		ISO14001の取得状況又は環境活動評価プログラムの認証状況	△	△	
		労働安全衛生マネジメントの認証状況	△	△	
	④ 配置技術者の技術的能力について	主任(監理)技術者の保有する資格		共同で提出	
		過去８年間の主任(監理)技術者の同種工事の施工経験の有無		共同で提出	
		継続学習(CPD)の取組状況		共同で提出	
		技能士等の活用		共同で提出	
		配置技術者からのヒアリング		共同で提出	
(２) 企業の地域精進度・地域貢献度	① 地域精進度	地理的条件(緊急時の施工体制)	△	△	
	② 地域貢献度	過去５年間の災害時の応急対策又は冬季除雪実績	△	△	
		過去１年間の地域活動実績	△	△	
		資材等の購入計画	△	△	
		下請の活用	○	○	

９ 落札者決定等について

落札者の決定については、次の要件に該当する入札者のうち、上記「評価値」の最も高い者を落札者とする。なお、事後審査型の条件付一般競争入札の場合は、「評価値」の最も高い者について入札参加資格要件の審査を行い、非適合の場合、順次下位の者について審査を行う。

ただし評価値の最も高い者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。

- ・ 低入札価格調査制度において不落札でないこと
- ・ 入札書記載価格が入札書比較価格の制限の範囲内にあること

１０ 価格以外の評価に係る疑義について

技術提案資料の評価に関して入札者から疑義説明の請求があった場合は、入札検査室等は、その理由を説明する。

1 1 施工の担保及び虚偽の記載があった場合の措置等

(1) 施工の担保及び虚偽の記載があった場合の措置

実際の施工に際しては、技術提案の内容に沿った施工をすることとする。請負者の責により提案内容を満足する施工が行われない場合は、再度の施工を行わせる。再度の施工が困難な、あるいは合理的ではない場合は不誠実な行為として取り扱う。あわせて、加算点の範囲内で配点に応じた工事成績評定点を減点する。また技術提案資料に虚偽の記載があったことが契約後に判明した場合も同様の取扱とする。

これらの内容については、入札条件書等に明記しておく必要がある。

(2) 配置技術者の変更

配置技術者の変更について、落札者が契約後のやむを得ない事由により配置技術者を変更したい旨を申し出た場合には、落札者がその入札時に提示した配置技術者と同等以上の資格及び工事経験を有する者に変更するよう指示するものとする。この指示に従わないときは、(1)と同様に配置技術者に係る加算点を工事成績評定点から減点する。

1 2 設計図書又は公告文等に明記すべき事項

設計図書又は公告文等には次の事項を明記し、提出様式等の必要な書類を添付すること。

(1) 入札条件書（簡易型用を添付）

- ①総合評価方式（〇〇型）である旨
- ②技術提案資料の内容について（(2)、(3)による）
- ③説明会、ヒアリングの有無（原則無し）
- ④技術提案の評価の方法
- ⑤虚偽資料提出の場合の措置及び評価内容の担保

(2) 技術提案資料の内容・・・提出を求める技術提案資料の記載要領

(3) 技術的能力の審査（総合評価）に関する事項

- ①評価項目
- ②評価項目ごとの評価基準
- ③得点配分

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要領は、平成24年8月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要領は、平成26年6月26日から施行する。

附 則（一部改正）

この要領は、平成31年4月5日から施行する。

附 則（一部改正）

この要領は、令和元年１２月１２日から施行する。

附 則（一部改正）

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（一部改正）

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（一部改正）

この要領は、令和８年４月１日から施行する。

総合評価競争入札に係る提出様式一覧

評 価 項 目				特別簡易型	簡易型	標準型	備 考
技術提案資料提出表紙				第 1 号	第 1 号	第 1 号	
技術提案資料提出一覧表				第 2－1 号	第 2－2 号	第 2－3 号	
(1) 企 業 の 技 術 力	①簡易な 施工計画	発 注 者 が 求 め る 事 項	工程計画	－	第 3 号	－	
			品質管理	－	第 4－1 号	－	
			その他、配慮すべき事項	－	第 4－1 号	－	
		工事全般の施工計画		－	第 5 号	－	
	②高度な技 術提案	技術提案と技術提案に基づく施工計画		－	－	第 4－2 号	
		工事全般の施工計画		－	－	第 5 号	
	③ 企業の技術的能力		同種工事の施工実績	第 6 号	第 6 号	第 6 号	
			工事成績評定点	提出不要	提出不要	提出不要	
			建設事故	有無の記載	有無の記載	有無の記載	
			ISO9001 の取得状況	－	有無の記載/関係書類	有無の記載/関係書類	
			ISO14001 又はISO14001 21 の取得状況	－	有無の記載/関係書類	有無の記載/関係書類	
			労働安全衛生マネジメント等の取得	有無の記載/関係書類	有無の記載/関係書類	有無の記載/関係書類	
	④配置技術者の技術的 能力		主任（監理）技術者の保有する資格	第 7 号	第 7 号	第 7 号	
			配置技術者の施工経験	第 7 号	第 7 号	第 7 号	
継続学習（CPD）の取組状況			第 8 号	第 8 号	第 8 号		
技能士等の活用			第 9 号	第 9 号	第 9 号		
(2)企業の地域精通度・ 地域貢献度			地域精通度（本店等の有無）	建設業許可申請書	建設業許可申請書	建設業許可申請書	
			地域貢献度（災害時・冬季除雪）	第 1 0 号	第 1 0 号	第 1 0 号	
			地域貢献度（地域活動実績）	第 1 1 号	第 1 1 号	第 1 1 号	
			地域貢献度（資材等の購入計画）	第 1 2 号	第 1 2 号	第 1 2 号	
			地域貢献度（下請の活用）	第 1 3 号	第 1 3 号	第 1 3 号	

第1号様式（提出表紙）

年 月 日

（宛先）防府市上下水道事業管理者

住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名

技術提案資料の提出について

年 月 日付けで公告のありました下記工事の総合評価に係る技術提案資料について、下記の書類を添えて提出いたします。なお、添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所

【連絡先】担当者	所 属
	氏 名
	電話番号
	F A X

技術提案資料提出一覧表（特別簡易型用）

工事名：_____

商号又は名称：_____

評価項目			区分		提出書類	提出枚数
(1) 企業の 技術力	②企業の技術的能力	同種工事の施工実績	実績有り	実績無し	(第6号様式)	枚
		工事成績評定点	成績有り	成績無し	注3	—
		建設事故	事故有り	事故無し	注4	—
		労働安全衛生マネジメント等の取得	取得有り	取得無し	注5	枚
	③配置技術者の技術的能力	主任（監理）技術者の保有する資格	資格有り	資格無し	(第7号様式) 注6	枚
		配置技術者の施工経験	経験有り	経験無し		
		継続学習（CPD）の取組状況	取組有り	取組無し	(第8号様式)	枚
		技能士等の活用	活用有り	活用無し	(第9号様式)	枚
(2)企業の地域精進度・ 地域貢献度	地域精進度（本店等の有無）		本店等有り	本店等無し	注7	枚
	地域貢献度（災害時・冬季除雪）		実績有り	実績無し	(第10号様式) 活動実績を証明するもの	枚
	地域貢献度（地域活動実績）		実績有り	実績無し	(第11号様式) 活動実績を証明するもの	枚
	地域貢献度（資材等の購入計画）		購入予定有り	購入予定無し	(第12号様式) 市内産品の購入を確約するもの	
	地域貢献度（下請の活用）		活用予定有り （自社で施工）	活用予定無し	(第13号様式) 市内下請の活用を確約するもの	

- (注) 1 工（注） 1 工事名、商号又は名称を記入の上、区分の欄については、有無を明示すること。
- 2 提出書類の欄に記載した書類を提出すること。なお、評価項目として設定されていない項目については、見え消しにより抹消すること。
- 3 工事成績評定点については、成績の有無の記載のみで、書類提出は不要。（防府市において工事成績評定点の平均を算定し評価する。）
- 4 建設事故については、有無を明示するのみで書類は提出不要。
- 5 認証取得を示す登録証の写しを添付すること。
- 6 主任（監理）技術者として配置する技術者の保有資格証明書等の写しを添付すること。また監理技術者にあつては、監理技術者資格者証の写しを添付のこと。（平成16年3月1日以降に交付された監理技術者証を有する場合は監理技術者講習終了証の写しを併せて添付すること。）
- 7 本店等とは、本店又は工場をいう。市内に工場（共同企業体として工場を保有している場合は、出資比率が20%以上のものに限る。）がある場合は、その所在地を証明する資料を添付すること。

技術提案資料提出一覧表（簡易型）

工事名： _____ 商号又は名称： _____

評価項目				区分		提出書類	提出枚数
(1) 企業の技術力	①簡易な施工計画	発注者が求める事項	工程計画			(第3号様式)	枚
			品質管理			(第4-1号様式)	枚
			その他、配慮すべき事項			(第4-1号様式)	枚
		受注者が提案する事項				(第5号様式)	枚
	②企業の技術的能力	同種工事の施工実績		実績有り	実績無し	(第6号様式)	枚
		工事成績評定点		成績有り	成績無し	注3	—
		建設事故		事故有り	事故無し	注4	—
		ISO9001 の取得状況		取得有り	取得無し	注5	枚
		ISO14001 又はISOアクション 21 の取得状況		取得有り	取得無し	注5	枚
		労働安全衛生マネジメント等の取得		取得有り	取得無し	注5	枚
	③配置技術者の技術的能力	主任（監理）技術者の保有する資格		資格有り	資格無し	(第7号様式) 注6	枚
		配置技術者の施工経験		経験有り	経験無し		
		継続学習（CPD）の取組状況		取組有り	取組無し	(第8号様式)	枚
		技能士等の活用		活用有り	活用無し	(第9号様式)	枚
(2) 企業の地域精進度・地域貢献度	地域精進度（本店等の有無）		本店等有り	本店等無し	注7		枚
	地域貢献度（災害時・冬季除雪）		実績有り	実績無し	(第10号様式) 活動実績を証明するもの		枚
	地域貢献度（地域活動実績）		実績有り	実績無し	(第11号様式) 活動実績を証明するもの		枚
	地域貢献度（資材等の購入計画）		購入予定有り	購入予定無し	(第12号様式) 市内産品の購入を確約するもの		
	地域貢献度（下請の活用）		活用予定有り（自社で施工）	活用予定なし	(第13号様式) 市内下請の活用を確約するもの		

- (注) 1 工事名、商号又は名称を記入の上、区分の欄については、有無を明示すること。
- 2 提出書類の欄に記載した書類を提出すること。なお、評価項目として設定されていない項目については、見え消しにより抹消すること。
- 3 工事成績評定点については、成績の有無の記載のみで、書類提出は不要。（防府市において工事成績評定点の平均を算定し評価する。）
- 4 建設事故については、有無を明示するのみで書類は提出不要。
- 5 認証取得を示す登録証の写しを添付すること。ISO について登録証に建設工事の種類が明示されていない場合は、取得時に作成された品質マニュアルの適用範囲のページを添付すること。また外国語表記の登録証の場合は日本語訳を添付すること。
- 6 主任（監理）技術者として配置する技術者の保有資格証明書等の写しを添付すること。また監理技術者にあつては、監理技術者資格者証の写しを添付のこと。（平成16年3月1日以降に交付された監理技術者証を有する場合は監理技術者講習終了証の写しを併せて添付すること。）
- 7 本店等とは、本店又は工場をいう。市内に工場（共同企業体として工場を保有している場合は、出資比率が20%以上のものに限る。）がある場合は、その所在地を証明する資料を添付すること。

と。
第2－3号様式

技術提案資料提出一覧表（標準型）

工事名： _____ 商号又は名称： _____

評価項目			区分		提出書類	提出枚数
(1) 企業の技術力	①高度な技術提案	技術提案と技術提案に基づく施工計画			(第4－2号様式)	枚
		工事全般の施工計画			(第5号様式)	枚
	②企業の技術的能力	同種工事の施工実績	実績有り	実績無し	(第6号様式)	枚
		工事成績評定点	成績有り	成績無し	注3	—
		建設事故	事故有り	事故無し	注4	—
		ISO9001 の取得状況	取得有り	取得無し	注5	枚
		ISO14001 又はエアアクション 21 の取得状況	取得有り	取得無し	注5	枚
		労働安全衛生マネジメント等の取得	取得有り	取得無し	注5	枚
	③配置技術者の技術的能力	主任（監理）技術者の保有する資格	資格有り	資格無し	(第7号様式) 注6	枚
		配置技術者の施工経験	経験有り	経験無し		
継続学習（CPD）の取組状況		取組有り	取組無し	(第8号様式)	枚	
技能士等の活用		活用有り	活用無し	(第9号様式)	枚	
(2) 企業の地域精進度・地域貢献度	地域精進度（本店等の有無）		本店等有り	本店等無し	注7	枚
	地域貢献度（災害時・冬季除雪）		実績有り	実績無し	(第10号様式) 活動実績を証明するもの	枚
	地域貢献度（地域活動実績）		実績有り	実績無し	(第11号様式) 活動実績を証明するもの	枚
	地域貢献度（資材等の購入計画）		購入予定有り	購入予定無し	(第12号様式) 市内産品の購入予定を確約するもの	
	地域貢献度（下請の活用）		活用予定有り（自社で施工）	活用予定なし	(第13号様式) 市内下請の活用を確約するもの	

- (注) 1 工事名、商号又は名称を記入の上、区分の欄については、有無を明示すること。
- 2 提出書類の欄に記載した書類を提出すること。なお、評価項目として設定されていない項目については、見え消しにより抹消すること。
- 3 工事成績評定点については、成績の有無の記載のみで、書類提出は不要。（防府市において工事成績評定点の平均を算定し評価する。）
- 4 建設事故については、有無を明示するのみで書類は提出不要。
- 5 認証取得を示す登録証の写しを添付すること。ISO について登録証に建設工事の種類が明示されていない場合は、取得時に作成された品質マニュアルの適用範囲のページを添付すること。また外国語表記の登録証の場合は日本語訳を添付すること。
- 6 主任（監理）技術者として配置する技術者の保有資格証明書等の写しを添付すること。また監理技術者にあつては、監理技術者資格者証の写しを添付のこと。（平成16年3月1日以降に交付された監理技術者証を有する場合は監理技術者講習終了証の写しを併せて添付すること。）
- 7 本店等とは、本店又は工場をいう。市内に工場（共同企業体として工場を保有している場合は、出資比率が20%以上のものに限る。）がある場合は、その所在地を証明する資料を添付するこ

と。

第3号様式

工 程 表																											
工 事 名 : _____																											
商号又は名称 : _____																											
項 目	単 位	数 量	月			月			月			月			月			月			月			月			備 考
			10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		
○工程管理に対する技術的所見																											

注 1) 記載にあたっては、「必要に応じて・・・」「状況に応じ・・・」などの曖昧な表現は避けること。
2) 記載項目は設計説明書の「レベル2」とすること。
3) 工程管理に対する技術的所見欄に、工程計画策定の際に配慮した技術的所見を記入すること。

発注者が求める事項

[簡易な施工計画]

工事名：_____

商号又は名称：_____

■ 対 象	
具体的な技術的所見	

注1) 所見を求められた項目について、簡潔に記述すること。

注2) 必要に応じ説明図面を添付すること。資料は図面を含めA4版用紙2枚以内で作成すること。

注3) 記載にあたっては、「必要に応じて・・・」「状況に応じ・・・」などの曖昧な表現は避けること。

注4) 「本設計書の設計図面及び土木工事共通仕様書等」に示された施工方法に従って施工する。」という記述は認めない。

注5) 土木工事共通仕様書等」に示された施工方法に従った施工であっても、当該工事の特徴を踏まえ、具体的に記述すること。

発注者が求める事項

[工事目的物の性能・機能の向上及び社会要請への対応に関する提案]

工事名： _____

商号又は名称： _____

■技術提案事項	
具体的な技術的提案	

注1) 技術提案を求められた項目について、簡潔に記述すること。
注2) 必要に応じ説明図面等の参考資料を添付すること。(用紙サイズはA4版とすること。)
注3) 記載にあたっては、「必要に応じて・・・」「状況に応じ・・・」などの曖昧な表現は避けること。

工事全般の施工計画

(受注者が提案する施工上配慮すべき事項)

工事名: _____

商号又は名称: _____

施 工 上 配 慮 す べ き 事 項	
当 該 事 項 を 抽 出 し た 理 由	
当 該 事 項 に 対 す る 技 術 的 所 見	

注1) 「当該事項に対する技術的所見」欄には、具体的施工方法（安全対策を含む）、主要機械、仮設備等を記述する。

注2) A4版用紙1枚で作成すること。

注3) 記載にあたっては、「必要に応じて・・・」「状況に応じ・・・」などの曖昧な表現は避けること。

注4) 「本設計書の設計図面及び土木工事共通仕様書等」に示された施工方法に従って施工する。」という記述は認めない。

注5) 土木工事共通仕様書等」に示された施工方法に従った施工であっても、当該工事の特徴を踏まえ、具体的に記述すること。

同 種 工 事 の 施 工 実 績

工事名：_____

商号又は名称：_____

同種工事の条件		同種工事：
工 事 概 要 等	工 事 名	
	発注者名	
	施工場所	(具体的に)
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
	契約金額	円
	受注形態	単 体 ・ 共 同 企 業 体 (出資比率 %)
	工事概要 工種・数量 規模・寸法 構造形式等	

注1) 防府市及び防府市上下水道局発注以外の施工(業務)実績を記載する場合は証明するものを添付すること。
(契約書の写し、CORINS 又は TECRIS の竣工時工事等カルテの写し又は発注証明等工事(業務)概要がわかるもの)

注2) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第2項に規定する建設工事及び法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に掲げる公共法人が発注する建設工事の実績を記載すること。

注3) 当該評価項目について実績を有しない場合は、本書の提出を要しない。

注4) 工事概要は、評価基準に該当する工事であることが確認できるように記載すること。

注5) 共同企業体により施工した工事については、協定書の写しを添付すること。

注6) 共同企業体の場合は、全体の請負額を記入すること。

注7) 受注形態は、単体又は〇〇・□□JV(出資比率〇〇%)と記載すること。

第 7 号様式

主任技術者
の資格・工事経験
監理技術者

工事名： _____

商号又は名称： _____

配置技術者の氏名	ふりがな (氏 名)
技 術 者 資 格 名	
資格者証交付年月日	
資格者証交付番号	
監 理 技 術 者 講 習	講習終了年月 年 月 日

同種工事の条件		同種工事：
工 事 経 験	工 事 名	
	発 注 者 名	
	施 工 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
	従 事 役 職	監理技術者 ・ 主任技術者 ・ その他
	従 事 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
	工事概要 { 工種・数量 規模・寸法 構造形式等	
配置技術者の 重複について		

注 1) 技術者の役職については該当しないものを二重線で削除すること。

注 2) 監理技術者及び主任技術者については、技術者としての資格を証するものの写し及び当該事業所との間で、申請日において 3 ヶ月以上の雇用関係が確認できる書類（健康保険被保険者証の写し等）を添付すること。
また、監理技術者にあつては監理技術者資格証の写しを添付すること。（平成 16 年 3 月 1 日以降に交付された監理技術者証を有する場合は監理技術者講習終了証の写しを併せて添付すること。）

注 3) 配置予定技術者を特定できない場合で、複数の候補者（3 人を限度とする。）を提出する場合は、全員について提出すること。

注 4) 同種工事の施工経験に、防府市及び防府市上下水道局発注以外の工事を記載する場合は証明するものを添付すること。（契約書の写し、CORINS 又は TECRIS の竣工事工事等カルテの写し又は発注証明等、配置技術者の工事経験内容が確認できる資料を添付すること。）

注 5) 共同企業体により施工した工事については、協定書の写しを添付すること。

注 6) 本資料の第 6 号様式の添付資料で、当該技術者の施工経験が確認できる場合は、注 5 の資料を二重に添付する必要はない。

注 7) 同種工事の施工経験として記載した工事の工期に対して、従事期間が短い場合は、従事期間を示す資料、最終工程表等を添付

すること。

注8) 当該入札案件に配置を予定している技術者が他の入札案件に重複する場合は様式にその旨を記入すること。

第8号様式

継続学習(CPD)の取組状況

工事名： _____

商号又は名称： _____

配置技術者名	1	2	3
継続学習取組状況 (取得単位数を記入)			
証明書発行団体名			

注1) 配置技術者を複数提出する場合はすべての技術者について提出すること。

注2) 学習履歴を証明する証明書の写しを添付すること。

注3) 各認証団体が定める期間における推奨単位以上(例：全国土木施工管理技士会連合会の場合1年間で20ユニット等)である場合に評価する。

第9号様式

技 能 士 等 の 活 用

工事名： _____

商号又は名称： _____

工種名	従事技能士の氏名	所属会社名	資 格	従事する業務の内容及び時期

注1) 指定した工種（種別）に従事する技能士等について内容を記述すること。従事する技能士は、下請け等の職員でも良いが、技能士以外の資格を指定した場合は原則下請け等の職員は認めない。また、実際の施工時に変更することは認めるが、技術提案時と同等以上の資格取得者とする。

注2) 指定したすべての工種を、資格を有するものによる施工（技能士の場合は1級又は2級の技能士資格を取得している者）とする場合に評価する。

注3) 従事する技能士等の取得資格を証明する書類の写しを添付すること。

注4) 当該評価項目について、発注者が技能士等を指定しない場合及び発注者が技能士等を指定しているが、受注者がその技能士等を活用しない場合は、本書の提出を要しない。

災害時応急対策又は冬季除雪業務の活動実績

工事・委託名： _____

商号又は名称： _____

活動実績の有無	あり なし (どちらか一方を記入すること)
防府市内の施設の 名称	
災害対応の出動要 請機関又は冬季除 雪業務の委託機関	
(災害対応の場合) 被災の原因となっ た気象及び災害の 状況等	
活動実績の内容等	

注) 活動実績を証明する契約書等の写しを添付すること。ただし、冬季除雪業務については、契約書の写しだけで可とする。

地 域 活 動 実 績

工事名： _____

商号又は名称： _____

地域活動の種類	
活 動 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
活 動 の 場 所	
活 動 人 数	延 べ 人
活 動 の 内 容 (作業開始・終了時間を含めて具体的に記述すること)	

- ・ 1 年前の日の属する年度の 4 月 1 日から公告日の間の、防府市内の公共施設・公的活動における企業としてのボランティア活動について記述すること。個人として参加した活動又は企業(本社・支社・営業所等)の所属する自治会での活動は対象としない。ただし、市内一斉清掃等で所属する自治会内を清掃するのは対象とする。
- ・ ボランティア活動の例：道路清掃、河川清掃、公共施設(学校、公民館等)の清掃、公園清掃、公共施設への植栽等、福祉施設の慰問・清掃、小学校区以上の地域で実施される催物の準備(祭り・フリーマーケット等の準備等)、水源保全、海岸清掃、竹林ボランティア、防犯パトロール等。
- ・ 公的機関等との協定書や感謝状等、公的機関・施設管理者・主催者・自治会長等の証明、新聞記事等で当該地域活動の内容を客観的に証明できるものを添付すること。
- ・ 作業前・作業中・作業後の現場写真を添付すること。
- ・ 当該評価項目について実績を有しない場合は、本書の提出を要しない。

地 域 活 動 実 績 証 明 書

(申 請 者)

住 所 :
名 称 :
代表者名 :

地域活動の種類	
活 動 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
活 動 の 場 所	
活 動 人 数	延べ 人
活 動 の 内 容 (作業開始・終了時間を含めて具体的に記述すること)	

- ・ 1年前の日の属する年度の4月1日から公告日の間の、防府市内の公共施設・公的活動における企業としてのボランティア活動について記述すること。
個人として参加した活動又は企業(本社・支社・営業所等)の所属する自治会での活動は対象としない。ただし、市内一斉清掃等で所属する自治会内を清掃するのは対象とする。
- ・ 公的機関等の施設管理者(民間の公的な施設管理者を含む。）・主催者・自治会長等の証明であること。ただし、主催者が証明できないものに関しては、該当地区の自治会長において確認されていれば、該当地区自治会長が証明しても差し支えない。
- ・ ボランティア活動の例: 道路清掃、河川清掃、公共施設(学校、公民館等)の清掃、公園清掃、公共施設への植栽等、福祉施設の慰問・清掃、小学校区以上の地域で実施される催物の準備(祭り・フリーマーケット等の準備等)、水源保全、海岸清掃、竹林ボランティア、防犯パトロール等。
- ・ 作業前・作業中・作業後の現場写真を添付すること。
- ・ 第 1 1-1号様式の提出をする場合は、第 1 1 号様式の提出は不要とする。

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

(証明者) 住 所
名 称
代表者名
電 話 () -

印

資材等の購入計画

工事名：_____

商号又は名称：_____

工 事 概 要 等	工 事 名							
	施工場所							
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日						
	資 材 名	1		購 入 先	住所		市内・市外	市内産
					名称		☐ ☐	☐
		2		購 入 先	住所		市内・市外	市内産
					名称		☐ ☐	☐
		3		購 入 先	住所		市内・市外	市内産
					名称		☐ ☐	☐
		4		購 入 先	住所		市内・市外	市内産
					名称		☐ ☐	☐
		5		購 入 先	住所		市内・市外	市内産
					名称		☐ ☐	☐
	備 考							

注1) 当該工事で、市内産資材等の購入計画により評価する。

注2) 購入計画の対象となる資材は、全部を記入しなくてもよい。

注3) 購入先が「市内・市外」のどちらに該当するかについて、該当欄の□にレを記入すること。

注4) 市内産資材の場合は、市内産□にレを記入すること。

注5) 市内産資材とは、工事現場に最終製品として搬入する資材を対象とし、市内に本社(店)を有する業者が製造した資材又は市内工場で製造した資材とする。

注6) 市内産資材であるが、製造元と購入先が異なる場合においては、市内産資材であることを証明できる資料を添付すること。

注7) 当該評価項目について購入計画を有しない場合でも本書の提出を要する。

注8) 受注者は、工事完成後速やかに購入資材の確認に必要な書類を提出すること。

下 請 活 用 計 画

工事名：_____

商号又は名称：_____

下 請 予 定		該当欄に○を記入
1	全ての下請を市内業者と契約しようとする場合	
2	下請契約金額合計の80%以上を市内業者と契約しようとする場合	
3	下請契約金額合計の60%以上を市内業者と契約しようとする場合	
4	元請負企業が市内業者で、下請を活用しない場合	
5	その他	

下 請 の 区 分	予 定 金 額 (千円)
市内の下請施工金額の合計 (A)	
市外の下請施工金額の合計 (B)	
活用率 = $(A) / ((A) + (B)) \times 100$	%

注1) 本店とは、建設業法第3条第1項の営業所のうち主たる営業所をいう。なお、防府市内に工場（共同企業体として工場を保有している場合は、出資比率が20%以上のものに限る。）を有している場合には市内業者とみなすので、その所在を証明する資料を提出すること。

注2) 下請（二次下請以降を含む）については全てを対象とする。

注3) 各々の下請（二次下請以降を含む）について、「下請施工金額＝下請金額－再下請金額」で計算し、その下請施工金額の合計を市内・市外別に集計すること。

注4) 受注者は、工事完成後速やかに下請の確認に必要な書類を提出すること。